

法学研究科【学位授与の方針】

〔博士前期課程(修士課程)〕

法学研究科は、所定の課程を修め、かつ具体的に下記の3つの学修成果をあげた者に対して、修士(法学)を授与する。

<学修成果(教育目標)>

1. 法学(すなわち、法律学及び政治学の両分野)に関する高度な専門的知識を修得することにより、法的及び政治的な問題を見出すことができる。
2. 理論に基づいた法学的思考能力を身につけることにより、法的及び政治的な問題の妥当な解決を図ることができる。
3. 法学的思考能力に基づき、法学の研究を行い、その成果を修士論文に示すことができる。

〔博士後期課程〕

法学研究科は、所定の課程を修め、かつ具体的に下記の2つの学修成果をあげた者に対して、博士(法学)を授与する。

<学修成果(教育目標)>

1. 法学に関する高度な専門的知識及び高度な法学的思考能力に基づき、自立して研究活動を行うことができる。
2. 法学に関する高度に専門的な業務に従事するのに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけることにより、法学の学問水準を高める研究を行い、その成果を博士論文に示すことができる。